主 文

本件再審請求を棄却する。

理 由

再審の請求をするには、刑訴規則二八三条の規定に従い、再審請求の趣意書に原決定の謄本、証拠書類および証拠物を添えて、これを管轄裁判所に差し出すべきものである。しかるに、本件再審請求は、単にその趣意書を差し出しているに過ぎないから、法令上の方式に違反するものである。

よつて、刑訴法四四六条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四三年一一月二〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁	判官	大	隅	健一	郎
裁	判官	λ	江	俊	郎
裁	判官	長	部	謹	吾
裁	判官	松	田	=	郎
裁	判官	岩	田		誠